

五戸町公共浄化槽普及促進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、浄化槽の普及促進と環境衛生の向上を図るため、既設の浄化槽等を五戸町公共浄化槽の設置及び管理に関する条例（令和3年五戸町条例第7号。以下「条例」という。）に定める公共浄化槽に転換する者に対し、予算の範囲内で交付する補助金について定めるものとし、その交付については、五戸町補助金等の交付に関する規則（平成16年五戸町規則第45号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、既設合併処理浄化槽、既設単独処理浄化槽及び既設くみ取り槽（以下「既設浄化槽等」という。）を公共浄化槽に転換する者とする。

2 次の各号に掲げる者に対しては補助金を交付しない。

(1) 法人

(2) 町税及び条例第6条第1項に規定する分担金を滞納している者

(3) その他町長が補助金を交付することについて不相当と認める者

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という）は、既設浄化槽等の撤去及び既存の住宅に設置されている既設浄化槽等を公共浄化槽に転換する際に伴う宅内配管工事（以下「補助対象事業」という。）に要する経費とする。

2 補助金の額は、補助対象経費と別表に掲げる区分に応じて定める限度額とを比較していずれか少ない額とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、五戸町公共浄化槽普及促進補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、五戸町公共浄化槽の設置及び管理に関する条例施行規則（令和3年五戸町規則第7号）第11条第1項に規定する排水設備工事計画確認申請書と併せて町長に申請しなければならない。

(交付決定)

第5条 町長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金の交付を認めるときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

(変更申請)

第6条 補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付に係る事業内容を変更するとき又は事業を廃止するときは、変更等承認申請書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

(変更承認)

第7条 町長は、前条の規定による変更等承認申請があったときは、当該申請の内容を審査し、変更等を承認するときは、変更等承認書（様式第4号）により、その旨

を補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助対象事業が完了し、条例第20条に規定する検査（以下「検査」という。）に合格したときは、実績報告書（様式第5号）に関係書類を添えて、町長へ提出しなければならない。

2 前項の書類は、検査に合格した日から起算して1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第9条 町長は、前条第1項の規定による実績報告を受けたときは、書類の審査及び現地調査等により補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第6号）により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 町長は、前条の規定により補助金の額が確定した後、補助金交付請求書（様式第7号）による補助事業者の請求に基づき補助金を交付するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めのない事項は、町長が別に定める。

附 則 (令和3年3月24日告示第30号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年11月8日告示第125号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和8年3月27日告示第53号)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

区 分		限 度 額
既設浄化槽等の撤去に要する経費	合併処理浄化槽	150,000円
	単独処理浄化槽	150,000円
	くみ取り槽	120,000円
既存の住宅に設置されている既設浄化槽等を公共浄化槽に転換する際に伴う宅内配管工事に要する経費		330,000円

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

五戸町長 様

申請者 住 所
 氏 名
 電 話

五戸町公共浄化槽普及促進補助金交付申請書

五戸町公共浄化槽普及促進補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。
 なお、申請するに当たり、私が町に対し支払義務のある町税等の納付状況について、
 町が確認することを承諾します。

設 置 場 所	<input type="checkbox"/> 申請者住所と同じ (申請者住所と違う場合) 五戸町 字
交 付 申 請 額	金 円
	撤去工事相当経費： 円 ※千円未満切捨て
	配管工事相当経費： 円 ※千円未満切捨て
着 工 予 定 日	年 月 日
完 了 予 定 日	年 月 日
添 付 書 類	(1) 補助対象事業に係る見積書の写し (2) 既設浄化槽等の撤去前の写真

※排水設備工事計画確認申請書と併せて申請すること。

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

五戸町長

印

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった五戸町公共浄化槽普及促進補助金については、五戸町公共浄化槽普及促進補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1. 交付決定額 金 円

年 月 日

五戸町長 様

補助事業者 住 所
氏 名
電 話

変 更 等 承 認 申 請 書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた五戸町公共浄化槽普及
促進補助金について、下記のとおり変更（廃止）したいので承認願います。

記

事業内容を変更する ・ 事業を廃止する
(いずれかを○で囲むこと)

(事業内容変更の場合は、以下に変更内容を記入すること)

変 更 前 の 額	金 円
変 更 後 の 額	金 円
変 更 の 内 容	

※条例第18条第2項により届け出た書面と併せて申請すること。

様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

五戸町長

印

変 更 等 承 認 書

年 月 日付けで変更等承認申請のあった五戸町公共浄化槽普及促進補助金については、五戸町公共浄化槽普及促進補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

1. 承認内容 変更等承認申請書のとおり

年 月 日

五戸町長 様

補助事業者 住 所
氏 名
電 話

実 績 報 告 書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた五戸町公共浄化槽普及
促進補助金について、事業が完了したので、下記のとおり報告します。

記

1. 交付決定額 金 円

2. 完了年月日 年 月 日

3. 添付書類

- (1) 五戸町公共浄化槽の設置及び管理に関する条例施行規則第14条に規定する排水設備工事検査済証の写し
- (2) 補助対象事業に係る請求書又は領収書の写し
- (3) 施工状況を明らかにする写真

様式第6号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

五戸町長

印

補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった五戸町公共浄化槽普及促進補助金については、五戸町公共浄化槽普及促進補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

- | | | |
|----------|---|---|
| 1. 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2. 確定金額 | 金 | 円 |

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

五戸町長 様

住 所
氏 名 印
電 話

補助金交付請求書

請求金額 金 _____ 円

年 月 日付け 第 _____ 号で確定通知のあった五戸町公共浄化槽普及
促進補助金を上記のとおり請求します。

振込依頼 金融機関名	銀 行 信用金庫 信用組合 支店 () <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 NO,
フリガナ 口座名義人	